

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-161
許認可等の種類	(県施行の場合の) 標識の移転、除却等の承諾			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第118条の29において準用する同条第64条第2項			
許認可等の概要	県施行の場合に、県が設置した標識の移転、若しくは除却、汚損、破損に係る承諾			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (県施行の実績はなく、今後も当面予想できないため また、処分の先例がなく、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、具体の期間の設定が困難なため)			
期間の制定根拠	—			